

財政の持続可能性確保に関する提言

～ 活力溢れる未来を育むために～

2004年12月14日
(社)日本経済団体連合会

目 次

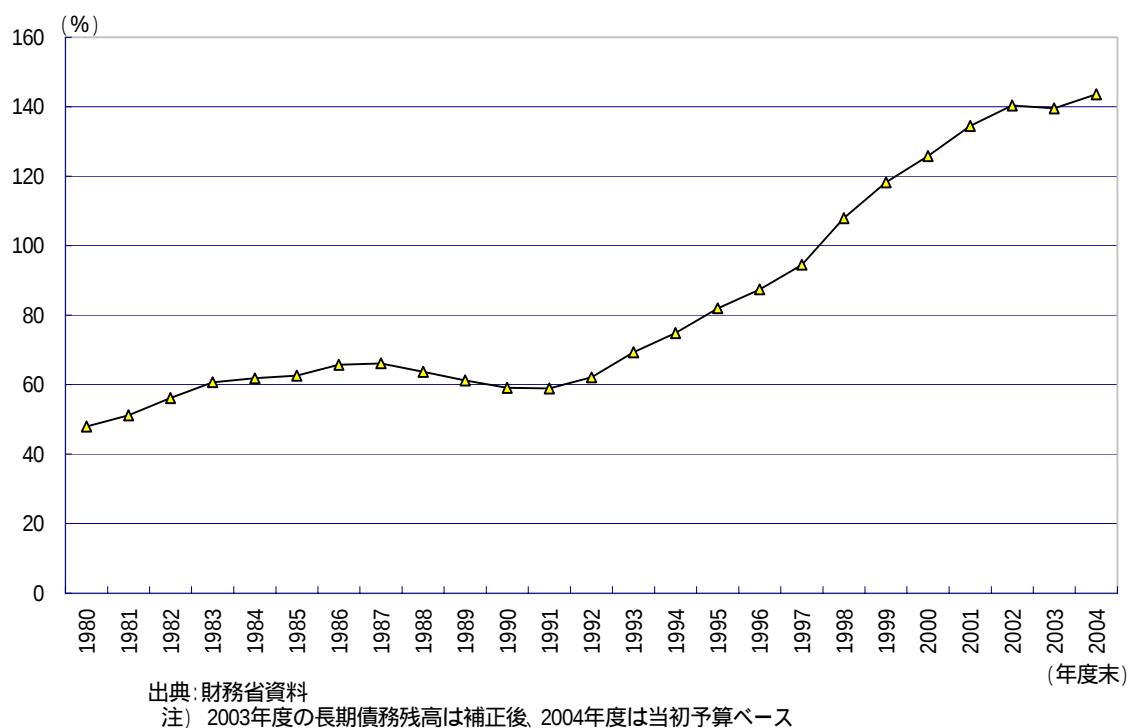
(頁)

．財政の持続可能性確保の必要性	1
．財政の直面する問題点	3
1 ．高まる歳出膨張圧力	3
2 ．歳入の伸び悩み	5
3 ．経済力の低下	6
．改革の基本的考え方	8
．歳出の合理化	10
1 ．社会保障制度改革	10
(1)改革の基本的考え方	10
(2)具体的な改革方策	13
2 ．国、地方を通じた財政規律の強化	19
(1)改革の基本的な考え方	19
(2)今後の国と地方の財政に関する改革の方向性	20
(3)具体的な制度改革の進め方	22
．歳入の安定確保	26
．成長戦略の展開	28
1 ．科学技術の振興	28
2 ．資本蓄積の促進	30
3 ．中長期的な人口の確保	31
(1)外国人の活用と少子化対策の重要性	31
(2)従来の子化対策の問題点	32
(3)今後の基本戦略のあり方	36
終わりに	38

・ 財政の持続可能性確保の必要性

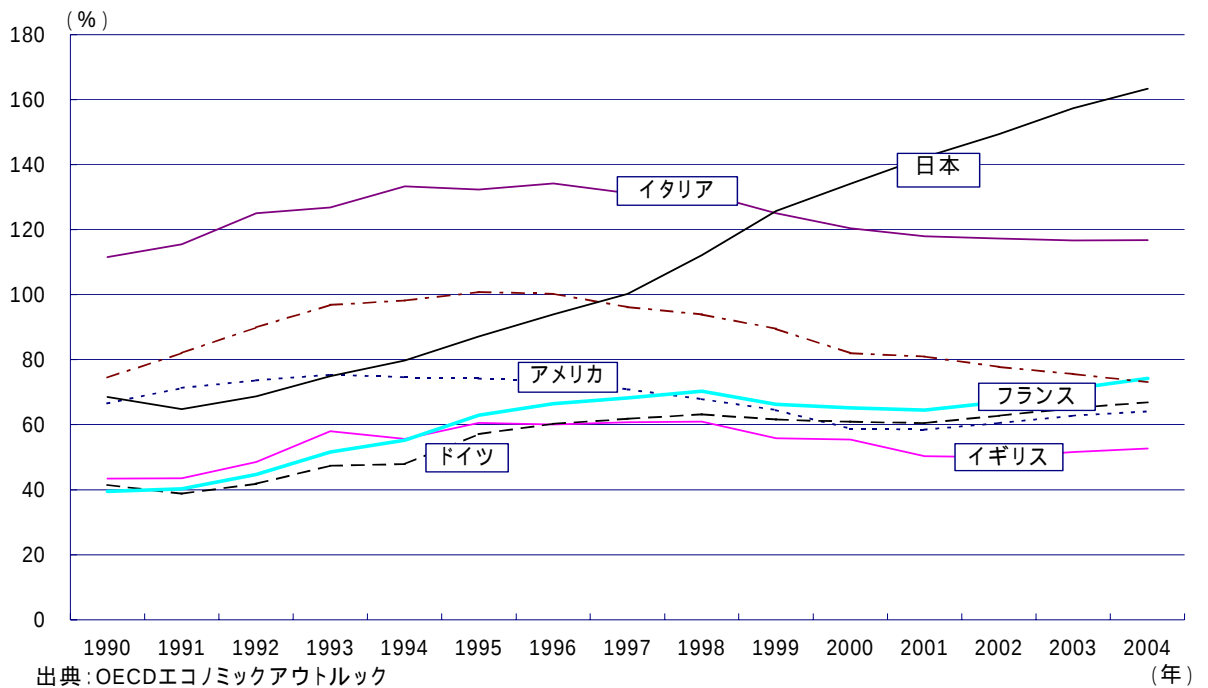
国、地方を通じて財政事情は急激に悪化している。財務省によれば、2004年度末の政府債務残高の対GDP比は、1994年度末の74.8%のほぼ倍となる143.6%に達すると見込まれている。

図表第1：国・地方の長期債務残高対GDP比



この水準は既に、先進国中例を見ないものである。しかし、今世紀中葉にかけて高齢化が加速する中で、社会保障関係費を中心に歳出の膨張圧力がさらに高まっていくことは避けられず、さらなる上昇が懸念されている。

図表第 2：政府債務残高対 G D P 比国際比較



政府では、公共事業関係費の削減を行うとともに、2004 年には年金給付の削減を盛り込んだ年金制度改革を行うなど歳出抑制に取り組んでいる。しかし、日本経団連が 2004 年 9 月に行ったシミュレーションによると、現行の改革メニューだけでは、政府が目標としている 2010 年代初頭のプライマリーバランスの均衡化は到底達成できず、2025 年度の政府債務残高の対 G D P 比は 478%に達する（添付資料第 1「新ビジョン・シミュレーションの再試算結果(概要)」の非改革ケース参照）。これは事実上デフォルトを意味し、金利が高騰する中で大幅な増税もしくはインフレーションが不可避となる。将来世代は過去の債務の返済に追われ、自らの選択で政策運営を行うことが不可能となる。

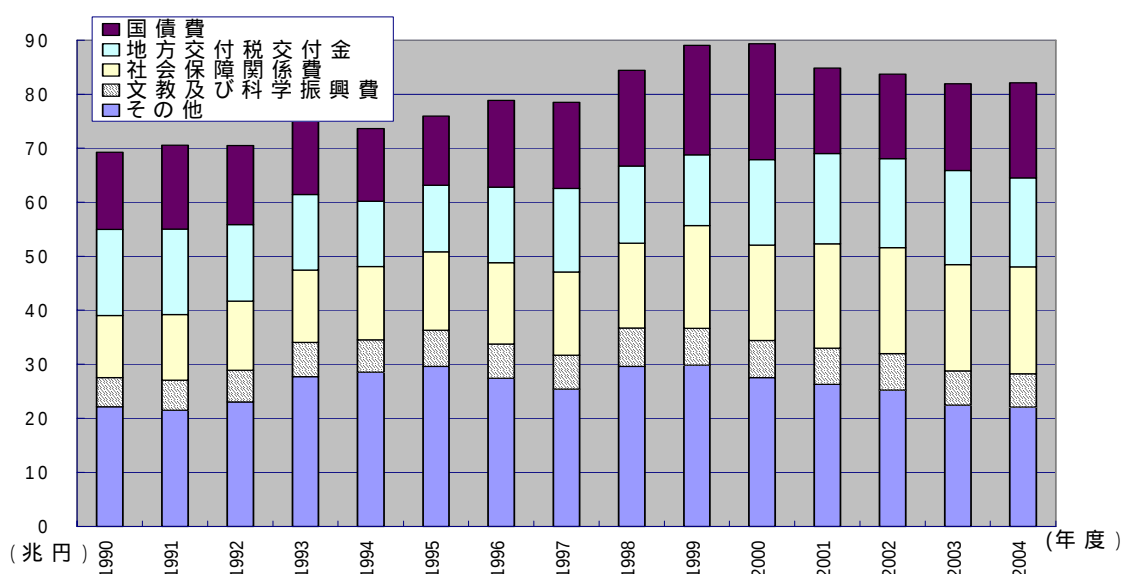
政府債務残高の G D P 比は、歳出・歳入および名目成長率により決定される。この比率を一定の範囲内に収束させるためには、歳出構造の改革のみならず、歳入構造の改革、さらには成長戦略を一体的に講じていく必要がある。以下、わが国財政構造の直面する問題点、一体的な改革の基本的考え方および具体的な改革案を提言する。

．財政の直面する問題点

１．高まる歳出膨張圧力

2000年代に入って、国の歳出は漸減しているが、高齢化の進展に伴って社会保障関係費は急激に増加しており、大きな歳出圧力となっている。

図表第３：一般会計主要経費別歳出の推移



(単位、兆円、%)

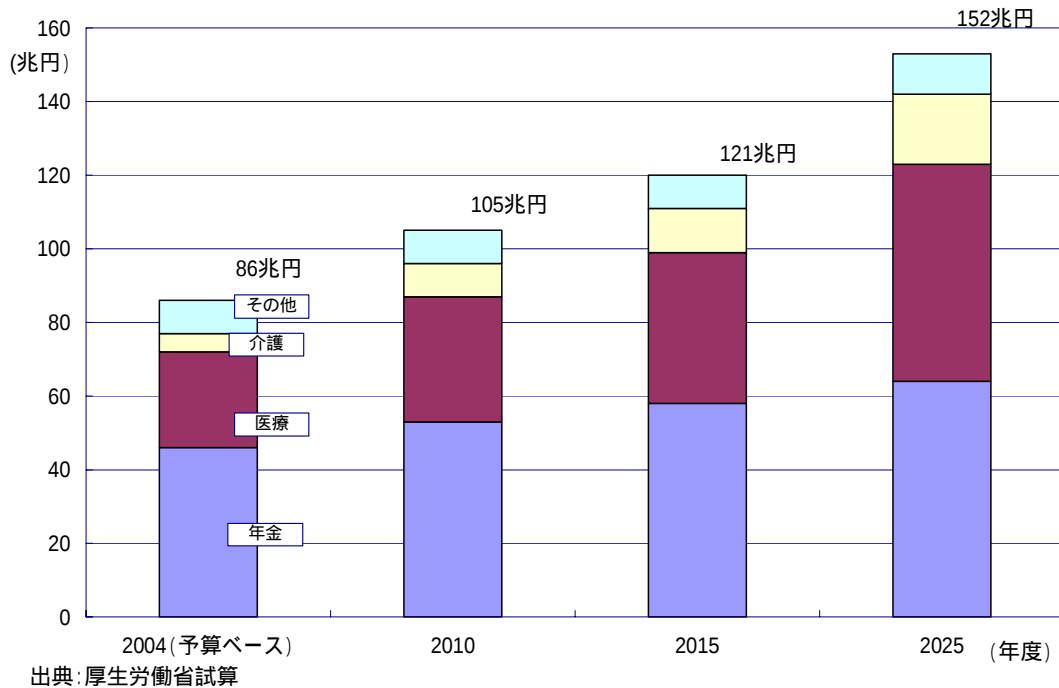
	1990 年度	1995 年度	2004 年度		
	a	b	c	c / a	c / b
国債費	14.3	12.8	17.6	122.7	137.0
地方交付税交付金等	15.9	12.3	16.5	103.5	134.1
社会保障関係費	11.5	14.5	19.8	172.4	136.1
文教及び科学技術振興費	5.4	6.7	6.1	113.4	92.0
その他	22.1	29.6	22.1	99.9	74.7
歳出合計	69.3	75.9	82.1	118.5	108.1

出典：財政統計(平成 16 年度版)

注) 2003 年度は補正後、2004 年度は当初予算ベース

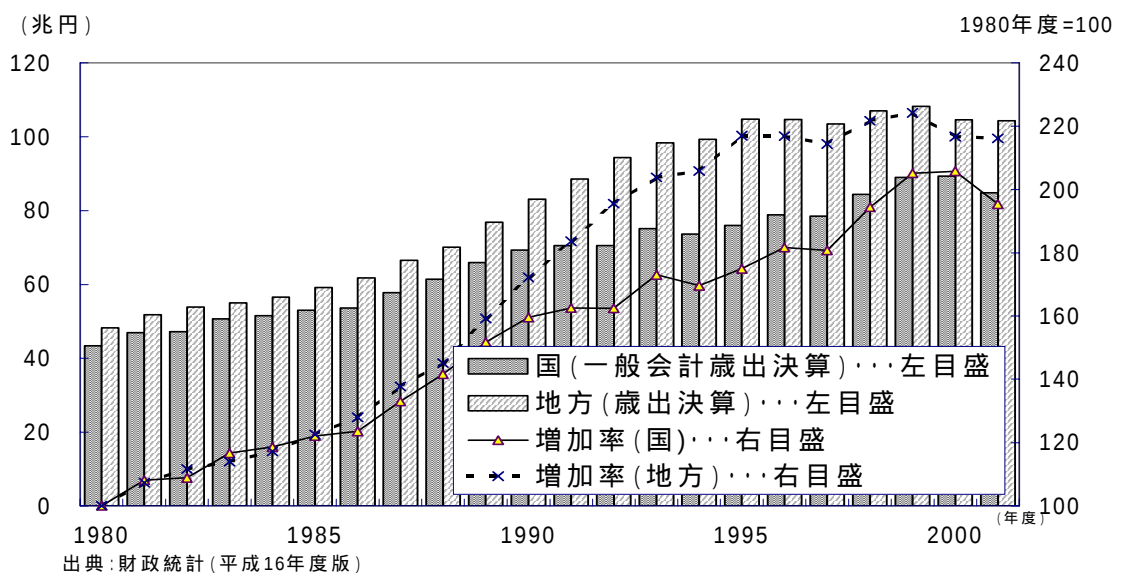
今後、高齢化はさらに加速することが見込まれるため、現行制度をそのまま放置すれば、社会保障給付費はさらに増嵩すると予測され、これに伴う公費負担の増加は財政の持続可能性を脅かす。厚生労働省の試算によれば、2025 年度の社会保障給付費は 2004 年度に比べ、1.8 倍に増加する。社会保障にかかる公費負担は同期間に 2.3 倍に増加すると見通されている。

図表第4：社会保障に係る給付と負担の見通し



他方、地方公共団体における受益と負担の対応関係が不明確なことを背景に、地方歳出の伸びは一貫して国の歳出の伸びを上回っており、地方税収の伸び悩みと相俟って、地方の財政事情も悪化している。

図表第5：国と地方の歳出の伸び

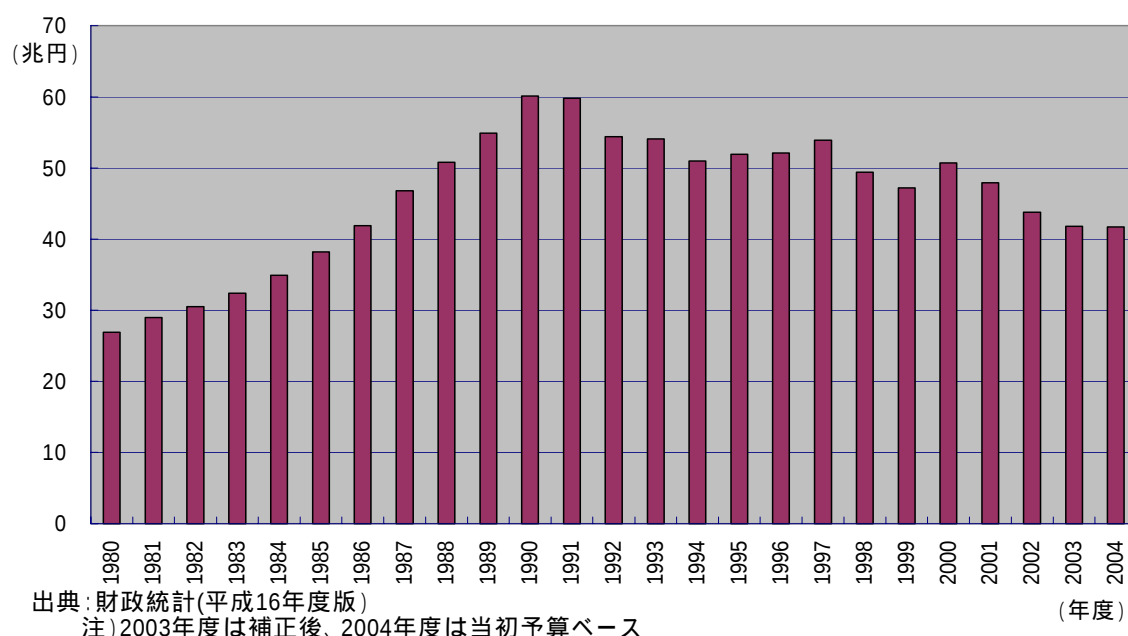


現行の地方交付税交付金は、基本的に地方の歳出歳入差額を補填する仕組みとなっているため、地方財政収支の悪化が国の財政をも圧迫している。

２．歳入の伸び悩み

バブル経済の崩壊以降、長引く景気低迷と累次の減税の結果、税収減が続いている。一般会計税収は、1990年度には60.1兆円であったが、2004年度には約3分の2の41.7兆円に縮減すると見込まれている。

図表第6：一般会計税収の推移

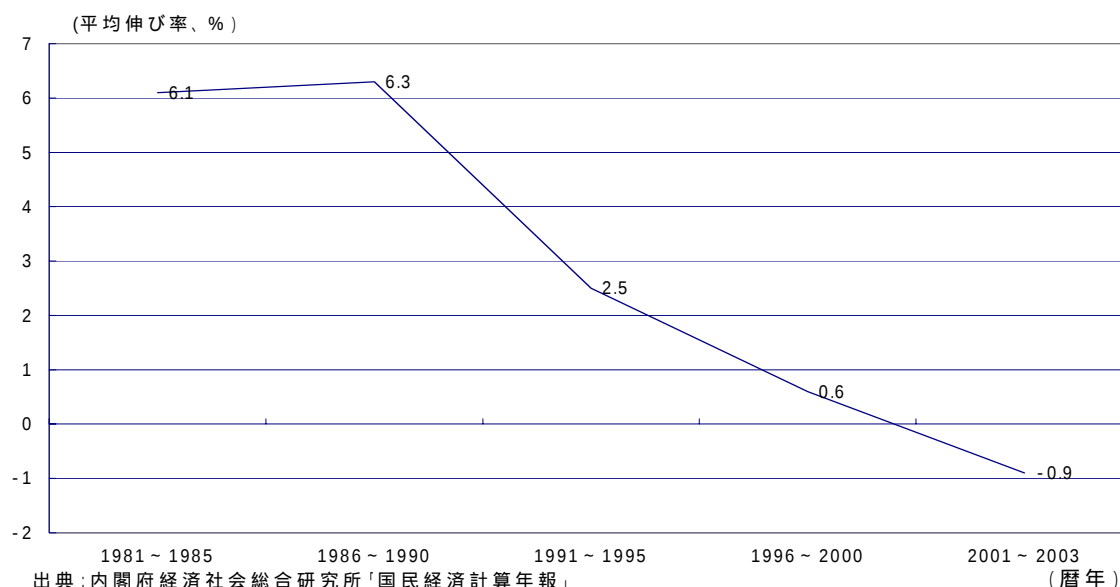


今後についても名目成長率の大幅な上昇は期待できず、税収の自然増に大きな期待を寄せることはできない。何らかの歳入拡大策が必要となるが、個人所得税については、課税最低限の見直し等、課税ベース拡大の余地はあるものの、社会保険料が既にかんりの高水準にあるため、税率の引上げ余地は限りなく少ないといわざるを得ない。また、法人課税についてもグローバルな競争の激化を考えると、引上げよりもむしろ引下げが求められる状況にある。

3．経済力の低下

90 年代以降、名目成長率の低下が続いている。80 年代には年平均 6.2% であった名目成長率は 90 年代には 1.5%、そしてデフレが続く 2000 年代に入ってからマイナス 0.9% に低下している。

図表第 7：名目成長率の推移（5 年平均）



デフレ傾向が沈静化すれば、名目成長率もプラスに転じると考えられるが、労働力人口の減少や家計貯蓄率の低下などを通じ、潜在成長力低下が懸念されており、もはや高度成長期やバブル経済期のような高成長は期待できない。とりわけ少子化・高齢化の影響は深刻である。国立社会保障・人口問題研究所公表の将来人口推計（低位推計）によれば、わが国の生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、2000 年から 2025 年にかけて 8,622 万人から 7,153 万人へと 1,469 万人減少する。さらに 2025 年から 2050 年にかけては減少ペースが加速し、7,153 万人から 4,868 万人へと 2,285 万人減少する。生産年齢人口の減少は就業者数の減少につながり、潜在成長率を鈍化させる。日本経団連の試算では、労働寄与度の低下による潜在成長力の引下げ効果は 2020 年代では年平均マイナス 0.5% ポイントであるが、2040 年代にはマイナス 0.9% ポイントに達すると見通

されている。

また、人口の減少は個人消費をはじめとする内需の減少を招き、国際社会におけるわが国の地位低下にもつながる。

図表第 8：実質潜在成長力に対する労働寄与度の推移

	(年平均、%)
	労働寄与度
2004～2010 年	0 . 0 %
2011～2020 年	▲ 0 . 3 %
2021～2030 年	▲ 0 . 5 %
2031～2040 年	▲ 0 . 9 %
2041～2050 年	▲ 0 . 9 %

出典：日本経団連試算

将来人口：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(低位推計)に基づく。

就業率の想定：男性の 15～19 歳・20～24 歳・25～29 歳・30～34 歳・35～39 歳・40～54 歳・55～64 歳、女性の 15～19 歳・20～24 歳は、過去 20 年間の平均水準で推移。女性の 25～29 歳・30～34 歳・35～39 歳・40～54 歳・55～64 歳は、過去の上昇トレンドが 2010 年度まで持続。65 歳以上(男女)は、高齢者の増加に伴い低下。

．改革の基本的考え方

将来にわたる財政の持続可能性を確保するためには、何よりもまず、一層の歳出改革が求められる。とりわけ、財政圧迫要因となっている社会保障関係費の抑制と地方財政の規律回復が喫緊の課題となる。

しかし、歳出合理化のみで、増税を行わずにプライマリーバランスを回復させようとする(参考資料第1「新ビジョン・シミュレーションの再試算結果(概要)」の改革ケース 参照)、2025年までの間に、歳出規模を半減(日本経団連試算では非改革ケースに比べて49%減)した上、さらに社会保障給付の削減(例えば、2025年度までに医療給付費を19%減)を実施しなくてはならない。国民生活への影響の大きさを考えると、この選択肢は現実性を欠く。

したがって、歳出改革と併せて、歳入強化策を組み合わせることが不可欠となる。その際には、経済成長に与える影響が小さく、課税ベースが国民全体をカバーする消費税を基幹税として活用していくことが求められる。

以上の基本的考え方を踏まえつつ、最終的な改革メニューの組み合わせは、国民各層を通じた幅広い議論によって選択されていくものとする。ここでは、議論の参考に供するために、日本経団連で行ったシミュレーションのケースを紹介したい。例えば、歳出抑制、社会保障制度改革を実行した上で、消費税率を2025年度までに10%程度引き上げることによって、プライマリーバランスは2013年度に黒字化し、2025年度の政府債務残高対GDP比は170%程度に抑えられ、経済成長率も名目2.2%で安定的に推移する(参考資料第1「新ビジョン・シミュレーションの再試算結果(概要)」の改革ケース、参照)。

上記の歳出・歳入両面からの改革を進めて、フローの財政赤字を抑制したとしても、分母となる経済が着実に成長し続けなければ、政府債務残高の対GDP比は上昇を続ける。持続可能な財政構造を確立するためには、一定以上の名目成長率を確保しなければならない。名目成長率を引き上げるには、まず、適切な金融政策運営の下で、デフレを速やかに解消することが重要である。併せ

て、供給面からの潜在成長力の強化と需要面からのその実現に向けた条件整備が求められる。

供給面からの施策としては、技術開発力の強化、資本蓄積の促進に加え、中長期的には労働力人口の減少に歯止めをかけることが重要となってくる。民主導・自律型経済を実現するため、F T Aの締結促進などに注力するとともに、新しい成長産業となることが期待される観光やエンターテインメントなどの分野における横断的な環境整備に取り組むべきである。これらの施策と併せて、交通や環境関係のインフラ等の整備も資本蓄積の促進の上で重要な役割を果たす。他方、需要面からの施策としては、規制改革や市場化テストなどを活用した官製市場改革が挙げられる。また、少子化対策は、中長期的に見て、個人消費を含め内需の喚起につながる。

従来、財政構造の改革は、歳出の抑制、歳入の拡大という観点からのみ論じられることが多かったが、上記のような成長戦略を展開していく上で、財政の果たすべき役割は少なくない。持続可能な財政構造を確立するためには、財政出動を伴わない政策手段を駆使すべきことは言うまでもないが、併せて、自ら拠って立つ基盤を創出する財政の機能も重視する必要がある。

．歳出の合理化

既に歳出のほぼ全ての分野において、何らかの整理・合理化策が進められており、こうした取組みを引き続き進めていく必要がある。今後、さらなる歳出合理化を進める上では、特殊法人改革や公務員制度改革など行政改革の一層の推進によって、公的部門のスリム化・効率化を進めることが不可欠である。特に、郵政民営化は国を偶発債務の重圧から解き放つものであり、着実な実現が求められる。また、省庁の枠を越えた人員配置の適正化やアウトソーシングの推進による定員削減、民間情勢を踏まえた給与のあり方見直し等によって、総人件費の抑制を実現することも重要な課題である。

財政規律の一層の強化を図る観点からは、pay as you go 原則を基本とし、新たに財政需要が生じた場合には、極力既存の施策の見直しによって財源を捻出するようにすべきである。また、政策評価について、第三者評価や数値目標を活用して充実を図り、その結果と予算配分とのリンクを強めていくことが重要である。

こうした不断の努力に加えて、でも指摘したように、とくに社会保障関係と地方関係については、抜本的な改革策が講じられない限り、歳出膨張の要因となる可能性は極めて高い。そこでここでは、この2点に絞って改革案を提案する。

1．社会保障制度改革

(1)改革の基本的考え方

少子化・高齢化がさらに加速する中で、現行の社会保障制度を存置したままでは、財政の持続可能性を確保することは不可能である。社会保障給付費の増嵩は、直接の財政圧迫要因となるだけでなく、個人や企業の負担増を通

じて、税収の基盤となる経済活力を損なう。また、世代間の受益と負担の格差がこれ以上拡大すれば、社会保障制度を支える現役世代の支持も失われ、制度そのものが崩壊しかねない。主として給付の見直しによって世代間の給付と負担の格差を是正し、公費も含めた現役世代・将来世代の負担を抑制するとともに、税制との整合性も踏まえつつ、ライフスタイルや働き方にかかわらず負担を公平に分かち合う仕組みを構築し、中長期的に持続可能性の高い制度を確立する必要がある。

公的保障の範囲見直し

将来にわたって、セーフティネットとしての社会保障制度を維持するためには、社会保障の役割を「自立・自助・自己責任」の原則に則って再定義し、公的保障の範囲は、自助努力でカバーできないリスクに絞り込む必要がある。例えば、公的年金については、公費を「加齢による稼得手段喪失後の最低限の生活保障」に集中し、それ以上の給付は保険料で賄うべきである。また、公的年金の縮小と併せて、自助努力を後押しする観点から、企業年金や個人年金に対する税制等での支援をセットで行うことが欠かせない。医療や介護についても、給付費の増加を抑えるため、公的保障の範囲を、生命、健康、基礎的生活の維持に必要不可欠であり、市場に委ねることが不適切なサービスに限定するとともに、保険外サービスと保険サービスの併用を進めるべきである。

給付に係わる制度間の整合性確保

基本的に、受給者による用途の選択が可能な生活保護や公的年金については、必要最低限の水準を確保する。その上で、受給者が医療や介護などに関わる費用を負担し、ニーズに応じて必要なサービスを選択する仕組みとすることが望ましい。医療、介護については、リスクの大きさ、民間サービスへのアクセスの容易さ等を踏まえて、公的保障の範囲を絞り込み、給付の伸びを極力抑えていくべきである。

世代内の不公平の是正

制度への信頼を確保する上では、世代間の給付と負担の不公平だけでなく

く、世代内の不公平を解消することが重要であり、個人の生き方、働き方の選択に中立なユニバーサルな仕組みを構築することが求められている。現行制度は、基本的に職域ごとの縦割りとなっているが、ライフスタイルや就業形態の多様化によって機能不全が生じ、給付と負担の關係に歪みが生じている。まずは、税や社会保障にかかわる個人番号の整備、ITの活用等によって、所得捕捉や未納・未加入対策を強化し、現役世代内の不公平感を払拭することが急務である。また、生活保護や基礎年金、少子化対策など、働き方のいかんによらず国民全体で支えることがふさわしい分野については、公費でシビルミニマムを保障する制度へと移行させることも検討に値する。その際には、自助努力を前提に、受給資格や給付設計をより絞り込むことが不可欠である。さらに、他の社会システムとの整合性への配慮を前提に、個人のライフスタイルや就業形態の選択に極力中立となる制度への再設計も検討課題となる。

高齢者等の経済力に応じた負担

高齢者であっても一律に弱者として位置づけるのではなく、稼得手段のある人には現役世代と同様の負担を求めることが不可欠である。支援の手法についても、一律の保護・救済から自立支援型のメニューを拡充し、できるだけ支え手を増やす方向へと施策の重点を移していくことが求められる。

改革の実効性確保のための仕組みの整備

財政の持続可能性に対する内外からの信認を得るためには、上記の社会保障制度改革の実効性を確保するための仕組みが必要である。具体的には、公費負担に関する目標額を掲げ、その実現のために、年金のように給付抑制の仕組みが制度化されていない医療、介護について、給付費合計額を平均名目成長率の範囲内とする目標値を定め、改革工程を明らかにすることが考えられる。毎年その結果をレビューし、目標値を超えた場合には、国および各保険者が、給付対象、給付水準の見直しや診療報酬、介護報酬の引下げ、アウトソーシングの推進などの施策を追加することをルール化し

て、目標値への収束を図るべきである。

(2)具体的な改革方策

上記の基本的考え方に則って、とくに少子化・高齢化に伴う給付増が懸念される年金、医療、介護について具体的な改革方策について提言する。

年金

今後は、老後の生活費用のすべてを公的年金に期待するのではなく、企業年金や個人年金などの自助努力を前提に制度を再構築すべきである。

) 公的年金への公費投入の重点化

基礎年金は、「加齢に伴う稼得手段喪失後の最低限の生活保障」として位置づけ、公費を重点的に投入する。給付水準は、食費、住居費、水道・光熱費、被服費等、生活の根幹にかかる費用に配慮して定める。給付設計に当たっては、低所得者へ公費投入を集中することとする。

) 負担と給付の見直し

給付水準については、今後の少子化・高齢化の進行を踏まえ、2004年度改正からさらに踏み込んだ調整が必要であり、給付の自動調整を強化することによって、保険料率の上昇をさらに抑制する。併せて、支給開始年齢を過ぎても稼得手段を有している場合には、引き続き保険料の納付を継続し、その分を将来の給付額に反映させることも、支え手を増やす上で有効である。給付水準を適正化しつつ、被用者年金については速やかに一元化すべきである。被保険者への情報提供を充実する観点から、毎年、保険料総額と給付見込み額を通知することが求められる。

) 自助努力の促進

公的年金の給付を合理化する一方で、個人や企業の自助努力を強力に後押しすることが不可欠である。その意味で、企業年金の積立金に課税される特別法人税は、自助努力重視の流れに逆行しており、ただちに廃止すべきである。

医療

医療給付費、とりわけ老人医療費の伸びは高齢者数の伸びを上回っており、将来の財政圧迫要因となることが懸念される。また、老人医療費を賄うため、現役世代の保険料から支出される老人医療費拠出金が、現役世代の医療保険財政を圧迫している。現在の老人保健制度では、財源を負担する現役世代のガバナンスが働かず、受益と負担の関係が切り離されており、現役世代は老人医療費の伸びをそのまま甘受しなくてはならない。現役世代の医療保険についても、財政規模、被保険者の年齢・所得構成、保険者の合理化努力等にバラツキがあり、保険運営の自律性が危ぶまれる保険者も少なくない。公的保障の範囲見直しと、保険運営の合理化を促すことによって、公費負担の抑制と医療保険財政の健全化を図るべきである。

）公的医療保障の役割の限定

まず何よりも、医療給付費（とくに老人医療費）の伸びを抑制することによって、保険料や公費負担の増嵩を抑えることが喫緊の課題である。

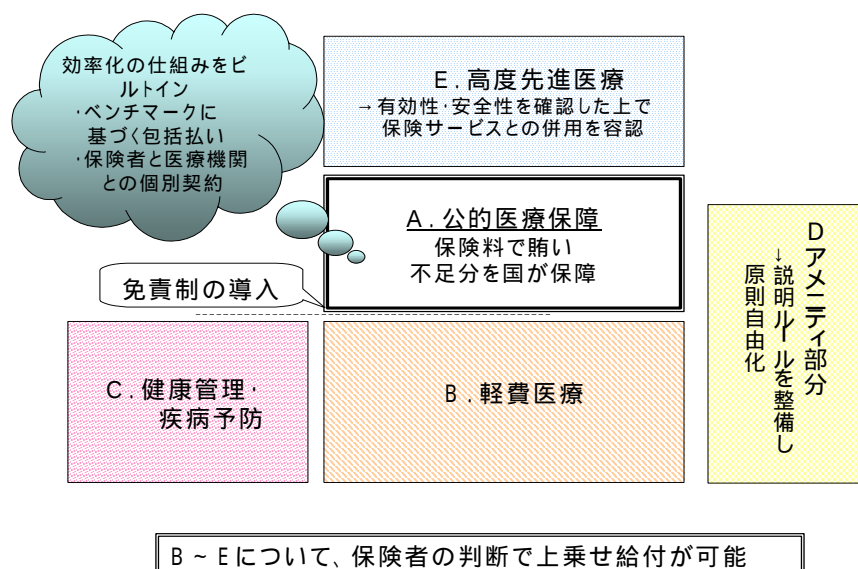
第一に、公的医療保障の守備範囲を見直し、自助努力で対応することが困難で、なおかつ全国一律のサービス提供が求められる医療に限定することが必要である。真のシビルミニマムにあたるこの部分の財源は、定率の自己負担を除いた上で、国が最終的な責任を負う。保険者の自助努力を促すため、国が各保険者に交付するのは、標準的な保険料率を仮定した場合の保険料収入と標準的な給付費との差額とすることを基本とする。

医療給付費を合理化するためには、医療の標準化を通じて診療報酬体系の包括化を進めるとともに、アウトカムを含めた医療機関評価手法の開発により、合理化の進んだ医療機関のコストを前提に診療報酬の合理化を進めることも重要である。

第二に、個人や保険者による選択と責任の要素を強めていくことが必要である。まず、免責額を設定し、一定額以下については全額自己負担とすることが考えられる。また、生命維持に直接関係のない高度・先進医療も保険外サービスの対象とし、公的保険との併用を認めるべきである。ただ

し、保険外サービスについても、有効性・安全性を確認するための手続と、患者への説明ルール（例えば、公的保険が適用されるサービス等の選択肢の提示、差別的取扱いの禁止、料金表の掲示など）を定める必要がある。国が保障しないこれらの医療サービスについては、原則として個人の選択と責任に委ねることとなるが、各保険者が必要な保険料を徴収した上で上乗せ給付を行うことができる。

図表第9：公的医療保障の守備範囲見直しイメージ



）高齢者医療制度の改革

高齢者医療についても、公的医療保障の守備範囲を見直した上で、必要不可欠な医療については、高齢者自身の保険料で賄いきれない部分を基本的に公費で保障する。それでも足りない部分については、現役世代の保険料による支援で補う。公的保障の範囲見直しと国の公費負担割合引上げによって、将来的には現役世代の保険料による支援について抜本的に見直す。介護保険同様、公的年金も保険料算定基礎として保険料を徴収するとともに、現役と同程度以上の所得を有する高齢者の場合は自己負担も現役並みとする。

）保険者機能の強化

医療給付を合理化し、公費や保険料の負担を抑えるため、職域保険、地

域保険双方について、保険者機能が発揮できる環境整備を早急に行う必要がある。本来、保険者は、保険料徴収と適用・給付業務以外に、健康管理・疾病予防と被保険者の代理人としてのエージェント機能を担うことによって、良質な医療サービスを安い保険料負担で提供できるようにすることが期待される。にもかかわらず、現状では保険者機能が十分に発揮できる環境が整っていない。

図表第 10：望ましい保険者のイメージ

1．保険料徴収・適用・給付	3．エージェント機能
	医療機関評価
2．健康管理・疾病予防	バーゲニング（医療機関との個別契約等）
	アドバイス（セカンドオピニオン等）

医療給付を抑制する上で、健康管理・疾病予防の役割は重要である。2003年に健康増進法が制定されたが、予防効果を発揮させるためには、網羅的な健診データの蓄積・分析等の推進と、きめ細かな健康指導の徹底、給付・負担両面における健康管理へのインセンティブの付与等が必要となる。

エージェント機能としては、例えば医療機関の評価情報の提供や、保険者の専門スタッフあるいは提携医療機関によるセカンドオピニオンの提供、さらには優良な医療機関との個別契約締結などがある。しかし、各種の規制や保険者における人材・ノウハウの蓄積不足、規模のバラツキ等によって、ほとんど実現できていないのが実態である。今後は、保険者機能発揮を阻害する規制の緩和・廃止を強力に進めるとともに、保険者同士の合併を待たずに規模拡大・専門化によるスケールメリットを享受できるよう、民間事業者へのアウトソーシングを進めるべきである。アウトソーシングが進めば、例えば被保険者が全国に点在する際の詳細な医療機関情報の提供、バーゲニング機能を発揮した医療機関等とのネットワーク構築（健康管理等も含む包括契約、割引契約等）、人材育成の効率化、最新ノウハウの迅速な導入等が低コストで可能となる。また、受託する民間事業者間で競争原理が働くため、さらなるコスト合理化、質の向上が進む。現行制度

は、保険者内での人材確保・業務執行が前提とされているが、アウトソーシングを可能とするよう、関連規定を改めるべきである。

）保険者の再編

保険者機能を十分に発揮させるためには、現行保険者を自立的な財政運営が可能な規模に再編することが求められる。必要最低限の医療は公費によって最終的に保障されるため、保険者間の財政調整による追加の補助は不要となる。

市町村国保については、二次医療圏程度を目途に合併を進める。一定規模以上を確保することが困難な地方公共団体については、都道府県が業務を代行する。国保組合については、必要不可欠な分野以外への公費による補助を廃止した上で、組織形態のあり方（組合健保や政管健保への移行などを含む）について見直す。政管健保については、徹底したアウトソーシングを進め、必要に応じ地域ごとに委託先を変えることも可能とする。高齢者医療制度についても、基本的には市町村国保と同様、二次医療圏程度の規模の地域保険とする。

）医療給付費の目標設定

こうした制度改革に加えて、先述の医療と介護を合わせた給付目標値と整合的な形で医療給付費の目標額を定め、毎年レビュー時に目標を超過した場合には、給付対象や診療報酬の見直しなどの改善策を講じることとする。同時に、一人あたり医療費が全国平均以上の保険者については、個別指導の強化等をはじめとする改善計画の提出を求める。また、公費による補填の水準については、保険者の責任に帰すことが適切でない給付費の変動要因を除いた上で、アウトソーシングや医療機関との個別契約等の進展を踏まえて毎年基礎額を見直す。

介護

給付費が急増している介護保険制度についても、給付の伸びに何らかの歯止めをかけるための仕組みをビルトインし、費用対効果を見極めながら、公的保障の範囲や水準を見直していくことが不可欠である。

）公的介護保障の役割の限定

医療同様、必要不可欠なサービスを絞り込む必要がある。公的保障の範囲は、要介護者が日常生活を営むために必要不可欠な分野（例：重度の要介護者への入浴介助等）、あるいはサービスを利用しなければ要介護度が重くなる懸念の大きな分野（例：リハビリ等）に限定する。必要不可欠なサービスの給付については、国が最終的な責任を負う。あくまで保険者の自助努力を前提とし、国が負担するのは、標準的な保険料率を仮定した場合の保険料収入を超過した部分であって、標準的なケースを基準とした場合の給付額を基本とする。将来的には、国の公費負担割合引上げによって、第二号被保険者が負担する介護給付費交付金について抜本的に見直す。上乘せ給付については、保険者が第一号被保険者から徴収する保険料のみで賄う仕組みとする。なお、障害者福祉制度との統合、若年者への介護保険適用については、きわめて慎重な検討が必要である。

）給付内容の重点化

介護給付費の増嵩を抑えるため、例えば、予防および自立支援に対する給付を手厚くする一方で、生活援助にかかる自己負担割合を引き上げるなどの給付設計の見直しが必要である。また、施設介護におけるホテルコストや食費を給付対象から外すとともに、公設民営方式の拡充、有料老人ホームやグループホーム、ケアハウスなど民間事業者のノウハウの活用を進めるべきである。

）保険者機能の強化

介護保険については、介護報酬の請求が当初から電子化されるなど、保険者によるチェックが働きやすい環境が整備されている。保険者は、要介護認定や介護報酬請求のチェックを厳格化すべきであり、これらの請求チェックを含めた介護保険の運営にあたっては、アウトソーシングを活用することとする。

）保険者の広域化

保険者については、現行の市町村では安定した財政規模を確保すること

ができず、規模のメリットも見込めないため、市町村合併や一部事務組合等の活用によって広域化を図り、一定規模を維持できない市町村については、都道府県が代行することとする。

）介護給付の目標設定

国は、医療給付費の目標額と同様に介護給付費の目標額を定め、当該年度の目標を超過した場合、給付対象や介護報酬の見直しなどの改善策を講じる。また、全国平均以上に要介護認定率や一人あたり介護給付費が高い保険者について、改善計画の提出を求める。また、国は各保険者から必要なデータを匿名化した上で収集し、介護サービスの標準化、在宅への復帰促進実績なども加味した介護サービスや事業者の評価手法の確立に努め、公的保障の範囲見直しにあたっての判断材料にするとともに、介護報酬の設定にあたり、効率的な事業者の水準を前提に合理化を図ることも重要な課題である。

２．国、地方を通じた財政規律の強化

(1)改革の基本的な考え方

国、地方を通じた財政健全化のためには、国のみならず、地方における財政規律を強化することが必要である。

現行制度では、国庫補助負担金や地方交付税など国から地方への巨額の財政移転が行われており、そのことが、国の財政を圧迫するとともに、地方のコスト意識を薄れさせ、国、地方を通じた財政の肥大化を招くこととなった。

国は、地方が行う事務・事業に対する関与の実効性を確保するために、国庫補助負担金制度を活用してきた。さらに、地方交付税の基準財政需要への必要経費の算定も、政策誘導手段として利用されてきた。これらの国の関与は、シビルミニマムの確保をはるかに超えたレベルで行われており、国の過剰な関与によって地方の裁量発揮が妨げられるとともに、国の財政を圧迫している。ま

た、現行の地方交付税制度は、地方の財政事情が悪化すれば、事実上、自動的に地方交付税交付金が拡大する仕組みとなっているため、現在のような歳入減少局面でも、国の歳出抑制の妨げとなっている。

地方においても、国による財政支援の裏づけとして課されている規制や義務付けによって、地方公共団体の創意工夫による歳出削減の余地が狭められている。また、国から地方へ多額の財政移転が行われていることによって、地方公共団体の財政責任が曖昧となり、効率化のインセンティブが働きにくくなっている。さらに、国家間、地域間の競争が進む中で、地域経済の健全な発展を促すためには、地方自らが特色ある地域活性化策を実施していくことが求められている。しかしながら、現状では、地方の歳出の自己決定権が限られている上、国から地方への多額の財政移転によって受益と負担の関係が不明確になっており、地方自らが財源涵養のために創意工夫を凝らすような環境になっていないのが実態である

国、地方を通じた財政の持続可能性を高めるとともに、地域経済の活性化を図るためには、まず何よりも、国と地方の役割分担を明確化し、地方の責任に委ねる事務・事業については国の関与を極力排除すべきである。税源配分を見直し、地方の独自財源を拡充することによって、地方における受益と負担の選択を促すような仕組みを構築する必要がある。現行の地方交付税制度による財源保障機能は廃止し、財政調整機能も大幅に縮小する必要がある。

また、地方における自立した行財政運営を可能とするためには、ある程度の規模に地方公共団体を再編することが不可欠であり、市町村合併や一部事務組合の活用を強力に推進すべきである。都道府県レベルにおいても合併を推進するとともに、将来的には州制の導入も視野に入れて、各地域が、財政調整に極力頼ることなく、独立した権限、財源を行使できるようにすることが望ましい。

(2) 今後の国と地方の財政に関する改革の方向性

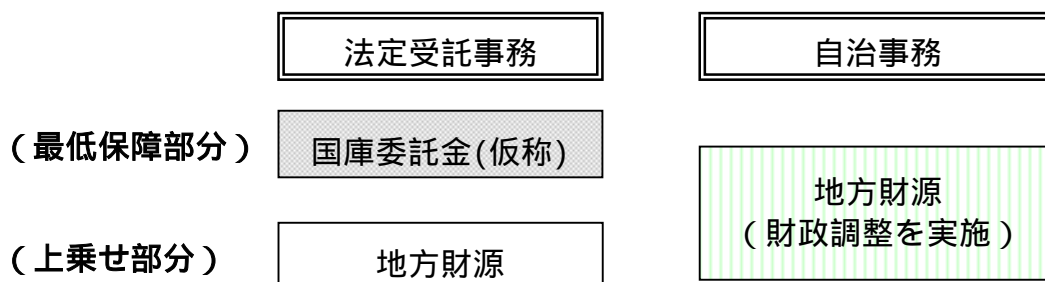
国・地方の事務区分の明確化

国、地方の財政のあり方を論じる際には、まず、現行の錯綜した事務区分を見直し、地方分権一括法による法定受託事務、自治事務の区分を基本とし、国の関与を見直すことが先決である。とくに自治事務については、奨励的補助金による誘導も含めて国の関与・誘導を極力排除する。法定受託事務についても、国の関与は最低水準の確保にとどめ、地方公共団体による上乗せは完全に地方の裁量に委ねることとする。このような考え方にに基づき、法定受託事務として国が最低水準を保障すべき分野として、戸籍（旅券、住民票、印鑑登録等を含む）、生活保護、年金、医療、介護、児童手当、雇用保険、公衆衛生、警察、消防、防災、義務教育、広域的調整が必要なインフラ（拠点空港等）等が考えられる。自治事務とすべき分野は、その水準も含めて地方に委ねることとし、都市計画、社会福祉（法定受託事務を除く）、文教、産業振興などが含まれる。

地方の財政責任の分離

上記のような事務区分に沿って、国と地方の財政責任も明らかにする必要がある。法定受託事務については、国が一定水準を確保するのに必要とする額を国庫委託金（仮称）として、全額拠出すべきである。自治事務については、国は拠出せず、全て地方公共団体の経費で賄うことを基本とし、そのために必要な税源を地方に移譲する。

図表第 11：国と地方の財政区分のイメージ



新たな財政調整のあり方

国と地方、地方間の財政調整は、いずれも受益と負担の関係を曖昧にし、地方における財源涵養努力を阻害するため、可能な限り縮小すべきである。

上記の法定受託事務については、国が国庫委託金によって最低水準を保障

するため、財政調整の必要性は生じず、上乘せ給付は、地方公共団体自身が拠出する。自治事務についても、あくまで地方公共団体が拠出するのが原則であり、地方税収等を財源とすべきである。自治事務に関して財源不足が生じた場合、歳出の削減に取り組むか、受益に応じた負担増を住民に求めることが基本である。

税源偏在の問題についても、ある程度の財政規模を確保できるよう自治体を再編していくことが本質的な解決策と考えるが、それまでの間、地方における税収格差を是正するため、最小限の財源調整機能を残しておくことはやむを得ない。現行の地方交付税交付金のように、基準財政需要を細かく積み上げ、足りない分を補うのではなく、あくまで機会均等の観点に立ち、税収の一定割合を人口基準等の簡易な基準に応じて配分する簡素かつ恣意性のないものとする必要がある。上記の権限・財源の見直しの結果、新たな財政調整の規模は、現行の地方交付税交付金より大幅に縮小される。

(3)具体的な制度改革の進め方

地方公共団体が、地域ニーズを踏まえ、受益と負担の選択を通じて自律的な行財政運営を行うことを可能とするためには、後述する ～ の改革を進める必要がある。ただ、その際には、国と地方のあり方そのものに踏み込んだ議論が必要であり、所要の体制整備も伴うため、実現までにはある程度時間をかけざるを得ない。しかし、それまでの間も、国、地方を通じた財政規律を強化し、財政合理化に向けた取組みを進めておかななくてはならない。

当面の課題としては、地方財政計画における歳出予算と実態との乖離について迅速に適正化を図る必要がある。とくに6兆円にものぼる地方単独事業の実績との乖離は早急に是正すべきである。その上で、地方財政計画は、国庫委託金（仮称）の範囲への純化を進め、自治事務に係る財政調整分を特計し、これを3年程度の間計画的に縮減すべきである。地方財政計画の見直しを進めるに当たっては、地方公共団体における歳出の内容を、費目名や定義を統一した上で迅速に把握し、効率性を分析して、国及び地方の予算の合理化に活かせる

ようにすることが肝要であり、ＩＴ化等を通じた決算の早期化や財務諸表の開示等が強く求められる。

とくに、地方公務員給与については、地域の民間給与や同等の職種の国家公務員給与に比べ高水準であることや、級別職員構成が国に比べて高位級の職員比率が高いことが問題となっている。例えば、技能労務職における職員の給与は、国家公務員に比べて20%以上高いとの指摘や、一般行政職における課長補佐級以上の職員構成を国と同水準とすることにより、約2千億円の人件費縮減が可能との指摘もある。23兆円近くに上る地方公務員の人件費削減のため、能力発揮のインセンティブを高めるような給与体系の見直しを含め、地方公務員の給与水準の適正化を図ることも重要な課題である。

国庫補助負担金

国が事業費の一部を拠出する現行の国庫補助負担金制度は、国が補助基準を定めること、責任分担が曖昧になること等によって、地方における独自性や創意工夫の発揮を阻害する上、地方の選択を歪め、国・地方を通じたコストが不必要に高くなるケースがある。したがって、現行制度は極力廃止する方向で見直すべきである。

まず、事務・事業そのものの必要性を厳しく精査し、不要な事業は速やかに廃止する。

その上で、国と地方の責任分担を明確化する。現在、地方公共団体が行っている事務・事業について、国の財源保障の要否に基づいて、国が一定水準を確保し、執行を地方が担う法定受託事務と、サービスの水準も含めて地方の裁量に委ねる自治事務に再分類する。法定受託事務については国が、自治事務については地方が全ての財政責任を負うこととし、現行の国庫補助負担金、とくに地方の選択を歪める可能性のある奨励的補助金は原則として廃止する。法定受託事務については、恣意性を排除し、地方の創意工夫の発揮を促す観点から、人口、面積、必要な場合においては出来高などできるだけ簡素で客観的な基準で配分する国庫委託金（仮称）を基本的な財源とする。その際には、コスト分析（Activity Based Costing：活動基準原価分析）を厳

格に行い、最も効率的な運営が行われている自治体を基準に単価を定めるなど、各自治体において効率化を促すような配分ルールとすべきである。各自治体のコスト評価は公表し、事務・事業の必要性や委託金の是非、単価の算定基準について原則として3年ごとに見直す。

税源移譲を含む税源配分の見直し

国から地方への税源移譲によって、地方公共団体が主体的に財源調達できるようにし、住民が必要とするサービスとそのための負担の組み合わせを自ら選択するという、地方自治本来の形に近づけるべきである。地方自らの財源で賄うことが期待される事務・事業は、法定受託事務の上乗せ分と自治事務である。なお、建設国債の発行対象となっている公共事業については、税源移譲の対象とせず、事業の縮小もしくは地方債発行等により財源調達することが求められる。

地方における行政サービスは、住民が直接受益するものが多いことから、地方税の大宗は、住民個々人が主たる担税者である税目(個人住民税、固定資産税)によることが望ましい。

現行制度上、個人住民税は地方公共団体の自主判断により独自に税率を設定することができるものの、超過課税により住民に負担を求めている自治体は約20団体に過ぎない。他方、法人住民税においては約1,400の市町村、46の都道府県が超過課税を実施している。また、地方公共団体の独自課税についても、法人企業向けの課税がほとんどであり、地域の企業活動の足かせとなり、かえって地域経済の健全な発展の妨げとなっている。行政サービスの受益者たる住民自らが、受益と負担に照らしてサービスの質・量を選択するという趣旨から、個人住民税における超過課税や個人向けの法定外税をこそ充実すべきであり、選挙権を行使することのできない法人に対する独自課税は基本的に行うべきでない。

また、地方における行政サービスは景気状況にかかわらず安定的に提供される必要性の高いものが多いため、景気変動リスクを地方公共団体に負わせることは望ましくない。その意味からも、景気変動によって税収が大きく

変化する法人課税を地方の独自財源とすることには無理がある。法人課税については、国税への集約を進めるべきである。

地方税収の安定化の観点からは、景気による変動が少なく、地域による税収格差が比較的小さな地方消費税の拡充を行うことも必要となろう。

地方交付税

国、地方の役割分担を明確化し、必要最低限の経費は国が法定受託事務の国庫委託金として保障するため、従来地方交付税が果たしてきた役割は、自治事務についての財政調整のみに絞られる。財政調整目的の新たな交付税は、面積および人口に基づき、人口構成比でみて3分の1程度の地方公共団体に配分するものとする。地方交付税交付金の算定基礎となってきた現行の地方財政計画は廃止する。なお、個人所得税から地方住民税への税源移譲によって、地方交付税の法定財源の縮小が見込まれるが、地方における受益と負担の選択を促す観点から、地方交付税に対する新たな財源措置は行うべきでない。

これらの措置は、地方公共団体が一定以上の規模に再編された時点で、存廃を含め抜本的な見直しを行う。

地方債

地方債の総発行額の抑制も、国、地方を通じた財政健全化の観点から重要である。同様に、地方保証債の安易な発行も慎むべきである。そのため、段階的に市場原理を導入し、公的資金による引受けを縮小するとともに、元利償還金に対する交付税措置を廃止する。将来的には、国による暗黙の保証についても見直しが必要である。市場原理の導入にあたっては、公会計等の整備によって、情報公開を進め、地方債発行に市場条件を反映しやすくすることも重要である。

・歳入の安定確保

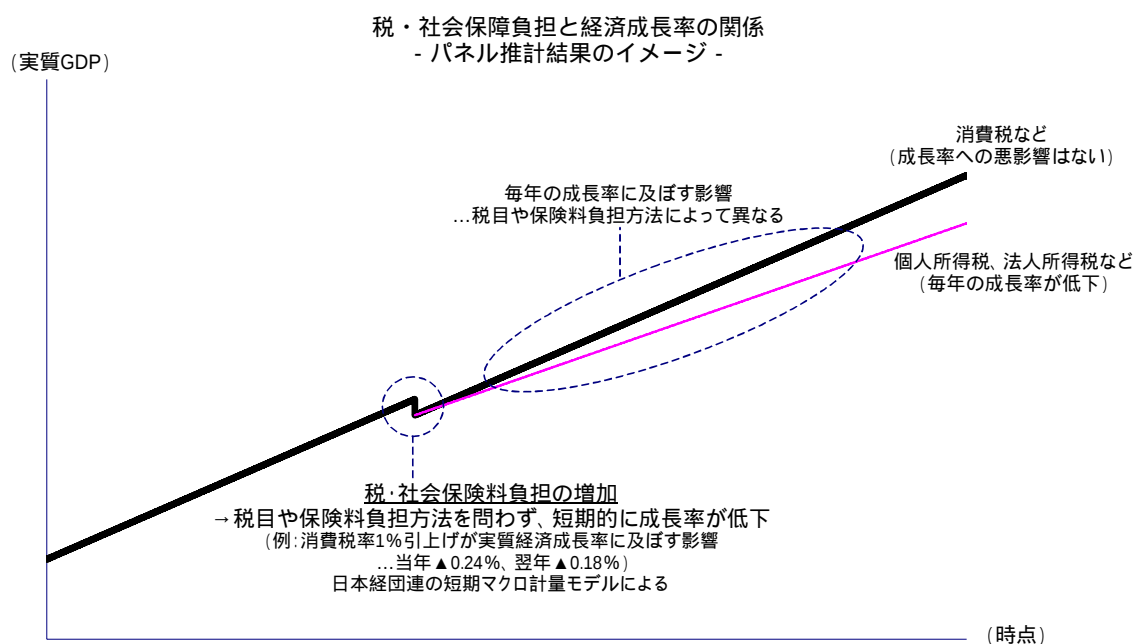
上記のような歳出改革を実施しても、少子化・高齢化の進行によって、ある程度の歳出増は避けられない。財政の持続可能性を確保するためには、足腰の強い歳入構造を構築し、少子化・高齢化や低成長といった条件下でも、税収を公平かつ安定的に維持できるようにしておく必要がある。そのためには、納税に関わる番号制の導入等を推進する必要がある。しかし、現行の直接税中心の歳入構造のままでは、個人の就労意欲を減殺するとともに、企業の競争力や対日投資の魅力を損ない、産業の空洞化を招くおそれがある。そこで、国境措置が容易である点も含め経済や雇用への影響が直接税や社会保険料などに比べて相対的に軽微であり、高齢者も含めて国民全員で広く負担する消費税を基幹税として位置づけ、その充実を図るべきである。社会保障給付やその他の歳出抑制を図りながら、第一段階として、2007年度頃に税率を5%程度引き上げ、その後も段階的に引き上げていく必要がある。それまでに、インボイス方式、複数税率の導入等制度整備について検討する必要がある。消費税率引上げに関しては、経済成長への影響を懸念する声がある。しかしながら、欧州諸国での付加価値税率は、軒並み10～20%台となっており、図表第12の実証分析結果からも、引上げ時のマイナス効果は避けられないものの、経済成長への恒常的な悪影響は見られない。

図表第12：「税・社会保険料負担と経済成長率の関係」に関する
OECD諸国データを用いた実証分析（パネル推計）の結果

【被説明変数：実質経済成長率(前年比)】

説明変数	「税・社会保険料負担の増加」が 「毎年の実質経済成長率」に及ぼす影響
個人所得税	●（明らかにマイナス）
法人所得税	●（明らかにマイナス）
消費税（付加価値税、売上税）	—（明確な関係はみられない）
その他個別消費税	—（明確な関係はみられない）
社会保険料・従業員負担分	—（明確な関係はみられない）
社会保険料・事業主負担分	●（マイナスである確率が高い）

- 注 1. データは OECD "National Accounts" および "Revenue Statistics" を使用。
- 注 2. 対象国は、「税・社会保険料負担」「実質 GDP」ほか必要なデータを取得できる 19 カ国（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカ）。推計期間は 1973～2002 年の 30 年間。
- 注 3. 推計にあたっては、各国の「個人所得税負担率」「法人所得税負担率」「消費税負担率」「その他個別消費税負担率」「社会保険料・従業員負担率」「社会保険料・事業主負担率」の他、成長率に影響を及ぼすと考えられる「就業者数の増減」「固定資本形成の増減」「所得水準(1 人あたり実質 GDP)」を説明変数に加えた。
- 注 4. 被説明変数である「実質経済成長率」が説明変数に影響を及ぼすこと（例：成長率の影響を受けて税負担率が変動する）を避けるため、説明変数のうち「個人所得税負担率」「法人所得税負担率」「所得水準(1 人あたり実質 GDP)」については後方 1 期ラグをとった。また、説明変数のうち「固定資本形成の増減」については、被説明変数である「実質経済成長率」の影響を避けるとともに、資本蓄積が潜在成長力に及ぼす影響を考慮するため、後方 2 期移動平均をとった。
- 注 5. 上記の変数だけでは説明できない、成長率に影響を及ぼす各国固有の要因（制度面の違いなど）を分析するため、「固定効果モデル」(fixed effects model)による推計を実施した。
- 注 6. 推計は日本経団連事務局において実施。推計方法と結果の詳細は「参考資料 2」を参照。



・成長戦略の展開

以上述べてきた歳出入両面における改革は必要不可欠である。しかし、既に発生している巨額の政府債務の存在、今後高齢化の加速によって見込まれる歳出圧力の増大などを考えると、狭い意味での財政構造の改革だけでは、財政の持続可能性を確保することは不可能である。財政の拠って立つ経済そのものが成長を続けなければ、わが国財政は早晚破綻に瀕することになる。

成長戦略を実効あるものとするには、財政、金融、産業、規制改革等々各種政策を総合的体系的に講じていく必要があるが、従来、財政政策の役割は短期的な需要対策に限られて考えられてきたきらいがある。もちろん、財政支出拡大は、需要喚起に有効ではあるが、厳しい予算制約に加え、財政の持続可能性に関する信認の低下を通じた悪影響を考慮すると、これに重点を置くべきではない。むしろ、成長戦略における財政政策の役割は、供給面からの潜在成長力強化に向けた財政資源の重点配分に求めるべきである。以下では、このような観点から、技術、資本、労働の各面において、財政の果たすべき役割について述べる。

1．科学技術の振興

わが国が安定的な経済成長を遂げるためには、産業技術力の強化が鍵となり、将来に目指すべき経済・社会を明確に設定した上で、その実現に向けて科学技術政策を展開することが必要である。

具体的には、まず、これまでの重点4分野に横串を刺す形で、国や産業の持続的発展の基盤となる重要技術（例えば、「価値創造型『モノ』創り国家」や「エネルギーの安定供給、省エネ・省資源型環境立国」など）を設定し、総合科学技術会議がリーダーシップを発揮して、府省連携、分野融合により戦略的に研究開発を推進する必要がある。その際、達成されるべき数値目標、スケジュールと官民の役割分担を明確にした上で、基礎研究から応用研究、実用化研

究・実証実験、知的基盤の整備、さらには規制改革、政府調達や国際標準化などの市場環境整備、人材育成などに至るまで、総合的かつ一貫した政策を推進すべきである。また、重要技術の設定にあたっては、海外とのベンチマーク（比較分析）を行い、わが国が比較優位を確保できる技術に資源を重点配分することが肝要である。2004 年度から導入された科学技術連携施策群は、総合科学技術会議がリーダーシップを発揮する上での試金石であり、総合的かつ一貫した政策へと将来的に発展していくことを期待したい。

次に、研究開発投資の増額と効率的・効果的な政策の推進が不可欠である。現在、わが国の政府負担研究費の対 GDP 比率は約 0.8% であるが、第 3 期科学技術基本計画では、現行水準以上に政府投資額を引き上げ、現行計画の前提とされた対 GDP 比率の 1 % を実現すべきである。その際、効率的・効果的な政策推進の観点から、総合科学技術会議による千億円規模の府省の縦割りを排した予算配分、産業界の有識者議員の増員など、その機能強化が求められる。また、予算の配分にあたっては、透明性を確保と適切な評価はもとより、後年度予算とのリンクの強化、戦略的な見直しなどによって、メリハリが効いたものとする必要がある。

さらに、国全体として、「知の創造」を「活力の創出」へと好循環を生み出していく上では、大学、公的研究機関、産業界がそれぞれの基本的役割を踏まえつつ、有機的に連携する仕組みの充実が欠かせない。資金に関しても、例えば、民間主導で研究全体を管理しつつ、大学が参加したり、あるいは民間企業が政府の資金を直接受け取り、大学に再委託するなど、民間活力を活用することも重要である。

また、2003 年度税制改正によって研究開発税制が拡充されたことは高く評価でき、今後とも、税制による企業の研究開発促進を重視する必要がある。

2．資本蓄積の促進

累次の税制改革により、わが国法人実効税率は、39.54%まで低下してきた。グローバルな規模での税率見直しの動きの中で、いまやヨーロッパ諸国では30%台前半が標準となりつつある。また、わが国が直接競合するアジア諸国では、もともと税率が低い上、さらに引下げに動く国もあり、そもそもの立地コストが高いわが国企業は競争上劣位に立たされている。国内企業の空洞化を回避するとともに、対内直接投資を促進するため、法人実効税率をさらに5%程度引き下げるべきである。

第二に、企業の設備投資の継続的拡大を図るため、減価償却制度についても抜本的に見直す必要がある。キャッシュフロー経営の重要性が高まる中で、投資コストを可能な限り早期かつ完全に回収することは企業経営にとり極めて重要な課題となっている。にもかかわらず、わが国の減価償却税制は、複雑な耐用年数表や、世界に類例のない残存簿価が存在するなど、国際的にみて見劣りのするものとなっている。アメリカの加速度償却制度などを参考に、少なくとも償却可能限度額を適正化することが不可欠である。

第三に、資本コストを引き下げる上で、社会資本の整備も効果的である。公共投資の対GDP比は諸外国と比較して依然として高い水準にあり、今後とも公共投資総額を抑制していかなければならない。しかし、その中にあっても、既存ストックの活用、コストの縮減、徹底した事業評価を通じた重点化などによって必要な社会資本の整備を進める必要がある。その際、特に事業評価においては、公共投資による民間資本ストックの限界生産性の向上効果も重視することが求められる。

3．中長期的な人口の確保

(1)外国人の活用と少子化対策の重要性

21 世紀中葉に向けて、人口の急速な減少への対応策は、中長期をにらんだ成長戦略の最も重要な柱である。まずは、高齢者や女性の社会参加の促進や労働生産性の向上によって、人口減少の影響を最小限にとどめることが枢要であるが、2050 年度にかけての急激な人口の減少は看過できるものではなく、何らかの人口確保策を講じる必要がある。

当面の施策として、外国人の積極的な受け入れによって、少子化・高齢化の影響を軽減することが考えられる。日本経団連は、2003 年 1 月の新ビジョン「活力と魅力溢れる日本をめざして」において、わが国経済社会の活力の源として、多様性のダイナミズムを高めることの重要性を指摘するとともに、外国人が日本で働きたいと思えるような環境整備を提案した。さらに、2004 年 4 月には、「外国人受け入れ問題に関する提言」をとりまとめ、専門的・技術的分野における受け入れの円滑化や、将来的に労働力不足が予測される分野（看護・介護分野など）での受け入れ促進に向け、在留資格の見直しや社会保障協定の早期締結などを提言した所であり、その実現が強く望まれる。また、不法在留者対策を含め、治安対策の見直しも求められる所である。

しかし、外国人の積極的な受け入れにも自ずと限界がある。先に国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（低位推計）を紹介したが、これに基づき日本経団連で推計したところ、2003 年時点で 6,316 万人の就業人口は、2025 年には 505 万人減の 5,811 万人となり、さらに 2050 年にはそこからさらに 1,650 万人減少して、4,161 万人となると見通される。この間の減少数は 2,000 万人を超え、たとえ労働生産性が上昇するとしても、外国人によってのみ補おうと期待することは現実的ではない。国として本来あるべきダイナミズムとして、次世代を担う人材が次々と世に生まれ出るよう、最大限の努力を払うべきである。そのためには、子どもを産み、育てることを躊躇している世代が何を求めているのかを的確に探り当て、必要な支援策を講じることが喫緊の課題である。

少子化の主たる原因が、未婚、晩婚の進行であることに鑑みれば、何よりもまず、労働市場の整備や企業の就労システムの見直し、子育て世代の住宅取得支援などの住宅政策、公立学校の質の向上をはじめとする教育政策、男女の役割分担、さらには働き方等に関する意識改革など幅広い対策を総合的に行うことが必要である。さらに子供を希望しながら、出産・子育てを躊躇させている要因を取り除くことも重要であり、財政面からも、既存の施策をくまなく精査し、時代にそぐわなくなったものを廃止した上で、真に効果が期待できる施策に対しては、集中的に資源を投入していくことが求められる。

(2)従来の少子化対策の問題点

政府も少子化の進行を深刻に受けとめ、2003年には「次世代育成支援対策推進法」を制定、国および地方公共団体が総合的かつ効果的な次世代育成支援対策を講じ、事業主に対しても自ら次世代育成支援対策を実施するよう求めている。また、2004年6月には「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、新新エンゼルプランの策定や、一定条件の下での育児休業期間の延長、児童手当の支給期間延長などが盛り込まれた。

政府の少子化対策は、90年代にさかのぼる。91年に育児休業法が策定され、94年のエンゼルプランでは、保育施設の拡充など、有職女性の育児支援に主眼が置かれていた。その後も、新エンゼルプランにおいて、育児支援サービスの整備目標の引上げ、育児休業給付の拡充などが講じられるようになった。にもかかわらず、出生率は一貫して低下傾向にある。女性の社会進出の進展に伴う晩婚化など、構造的な社会的変化があったことを考慮に入れる必要があるが、北欧やフランスなど諸外国における施策が出生率の改善に一定の成果を挙げていることに鑑みれば、政府の施策が出生率改善に十分な効果を持ち得なかった原因を分析し、従来の政策的枠組みも必要に応じて見直すことが必要と考える。その上で、真に効果的な施策を、時宜を得たタイミングで講じることが求められている。

第一の問題点として、現在の施策の枠組みが、真に支援が必要な人をカバー

できていないことが挙げられる。育児休業は、従業員が育児で退職することなく就業を継続していけるように、一定期間育児のために休業できる権利を認めたものである。現行の育児休業給付は、育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を図ることを目的として創設されたものであり、雇用保険制度の一部として位置づけられている。児童手当については、被用者の場合、厚生年金制度の一部として位置づけられ、事業主が費用の一部を負担している。また、児童手当制度の補完として行われている育児支援事業も、受益者が特定の従業員等に限定されており、少子化対策としての効果も部分的なものにとどまらざるを得ない。今後、個人の価値観やライフスタイルの変化に応じて就業スタイルも多様化が進むと考えられる。また、出産・育児に対する個人の対応のあり方も多様化しており、従来の画一的な就業形態を全体とした制度的枠組みのままでは機能不全がさらに広がるだけで、少子化対策としての幅広い効果は期待できない。

図表第 13：先進国の出産・育児休業中の所得補償

	出産休業補償	育児休業補償	期間
日本	給与の 60%	給与の 30%（雇用保険分。有給の場合合算して 80%まで補填。給付金の上限 130,590 円）	1 年
スウェーデン	給与の 80%	給与の 80%（390 日、残り 90 日は定額）	480 日
デンマーク	失業給付額の 90%	失業給付額の 60%	62 週（うち 26 週は事業主との合意が必要）
フィンランド	給与の 66%	給与の 66%（20 週以降定額）	6 ヶ月
ノルウェー	給与の 100%	給与の 100%（1 年目以降無給）	1 年 + 男女各 1 年
ドイツ	給与の 100%	定額（7 ヶ月以降所得制限、2 年目以降無給）	3 年
オーストリア	給与の 100%	定額	36 ヶ月
オランダ	給与の 100%	なし	6 ヶ月
フランス	給与の 100%	第 2 子以降定額	3 年
ベルギー	給与の 75% （1 ヶ月まで 82%）	定額	3 ヶ月
ルクセンブルグ	給与の 100%	定額	6 ヶ月
イタリア	給与の 80%	給与の 30%	10 ヶ月
スペイン	給与の 100%	なし	3 年
ポルトガル	給与の 100%	なし	6 ~ 24 ヶ月
ギリシャ	給与の 50%	なし	男女各 3.5 ヶ月
英国	給与の 90% （6 週以降定額）	なし	13 週
アメリカ		なし	12 週

オーストラリア		なし	1 年
ニュージーランド	無給	なし	52 週
カナダ	給与の 55%	給与の 55%	35 週

出典：人口問題研究第 59 巻第 1 号「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その 1 『日本の少子化と家族政策：国際比較の視点から』阿藤誠・赤池麻由子」（2003 年 3 月）

図表第 14：先進国の児童手当

	支給金額（月額）	子供数	年齢制限	財源	所得制限
日本	第 1 子・第 2 子：5 千円 第 3 子以降：1 万円	第 1 子 ～	小学校 3 学 年修了まで	事業主 国庫	あり
スウェーデン	第 1 子・第 2 子：1.4 万円 第 3 子：1.8 万円～	第 1 子 ～	16 歳未満	国庫	なし
デンマーク	0～2 歳：1.9 万円 3～6 歳：1.7 万円 7～17 歳：1.3 万円	第 1 子 ～	18 歳未満	国庫	なし
ノルウェー	第 1 子・第 2 子：1.5 万円 第 3 子以降：1.8 万円 3 歳未満：1.1 万円加算	第 1 子 ～	18 歳未満		なし
ドイツ	第 1 子・第 2 子：1.9 万円 第 3 子：2.1 万円	第 1 子 ～	18 歳未満（学 生は 27 歳未 満、失業者は 21 歳未満）	国庫	なし （18 歳 以上あ り）
フランス	第 2 子：1.5 万円 第 3 子以降：1.9 万円加算 11～16 歳：0.4 万円加算 16 歳以降：0.7 千円加算	第 2 子 ～	20 歳未満（学 生は 22 歳ま で）	事業主 国庫	なし
イタリア	家族構成と所得による 1 人：1.8 万円まで 2 人：3.5 万円まで 自営業者は家族手当 0.1 万 円	第 1 子 ～	18 歳未満	事業主 国庫	あり
スペイン	第 1 子・第 2 子：0.3 万円 第 3 子以降：0.5 万円	第 1 子 ～	18 歳未満	事業主 国庫 被用者	第 3 子 以降あ り
ポルトガル	第 1・第 2 子：0.2～1.1 万 円 第 3 子以降：0.3～1.6 万円	第 1 子 ～	16 歳未満（学 生は 24 歳ま で）	事業主 国庫 被用者	あり
イギリス	第 1 子～第 3 子：0.3 万円 第 4 子以降：0.2 万円（毎 週）	第 1 子 ～	16 歳未満（学 生は 19 歳未 満）	国庫	なし

出典：人口問題研究第 59 巻第 1 号「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その 1 『日本の少子化と家族政策：国際比較の視点から』阿藤誠・赤池麻由子」（2003 年 3 月）

換算レートは、2003 年年平均レートを使用。1-□参加国については、1998 年平均レートをもとに 1-□に換算した上で、2003 年平均レートで円換算。

第二の問題点として、支援の規模が、出産・育児へのインセンティブとして十分でないことが挙げられる。例えば、現行の育児休業給付は、ノーワーク・ノーペイ原則も考慮しながら、失業給付とほぼ同レベルの額を設定し、休業前所得の40%を補償している(休業前所得の30%は休業期間中に各月単位で支給、残りの10%は休業終了後、休業前に雇用されていた事業主に6ヶ月間雇用されたときに一時金で支給される)。なお、給付金の上限額も、失業給付とのバランスを考え、13万590円に抑えられており、出産・育児に伴う所得減少を補うという観点では十分な水準となっていない。雇用保険による給付という現行の考え方を抜本的に見直すことが必要である。児童手当についても、厳しい所得制限が設けられている上、月額5千円(第3子以降1万円)と、国が「子どもを産み、育てること」を支援するといったメッセージが十分に実感できる水準ではなく、児童扶養家庭の子育てコスト軽減には役立っても、新たに子どもを設けることを促すには十分なものとなっていない。

第三に、育児支援サービスに伴う規制の見直しが遅れたことによって、ユーザーからみて使い勝手のよいサービスの提供が後手に回ってしまった点も見逃せない。エンゼルプラン、新エンゼルプランの目玉となった育児支援サービスの充実については、保育料が低廉な認可保育所の入所対象が「保育に欠ける児童」となっているため、専業主婦の一時保育等のニーズへの対応は後手に回っていた。また、認可保育所での延長保育や休日保育の充実も遅々として進なかった。そのため、働きながら子供を育てようとする場合、祖父母等の近親者に子どもを預けるか、高額な保育料を負担して無認可保育所を利用するしかなく、子供を産むか、働くかのいずれかを断念せざるを得なくなるケースも少なくなかった。さらに、多様なニーズの受け皿として期待される無認可保育所についても、施設整備・運営に対する補助がなく、サービスの質を担保するためのチェックシステムも十分でなかったため、ユーザーが安心して選択できる選択肢としては、質・両両面ともに十分とは言えない状況が続いていた。近年、地方公共団体が独自の支援策を講じるようになったことで、ようやく認可保育所以外でも、比較的低廉な保育料で保育サービスが受けられるようになった。

このように、それぞれの施策が従来の制度的枠組みの延長で整備・拡充が図

られたため、真に必要とする人への資源の集中や、多様なニーズへの柔軟な対応ができず、結果として、親となる人が子どもを産み・育てることを決断する上で十分なインセンティブとなり得なかった。

(3) 今後の基本戦略のあり方

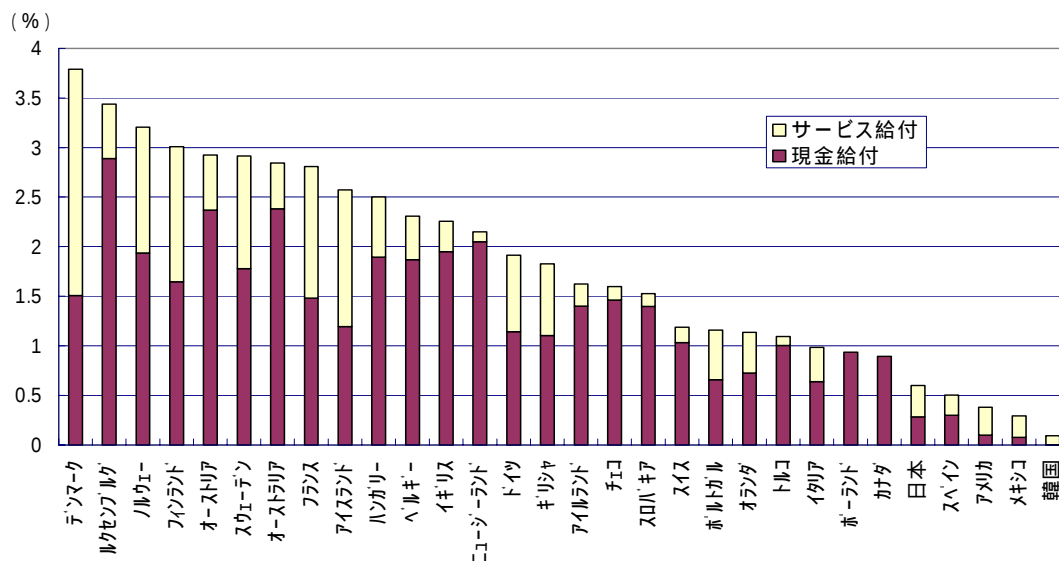
以上述べてきたように、わが国の少子化対策は、画一的な家族モデル、就業形態を前提とした既存の社会保険制度を手直しする形で漸進的に進められてきた。このような小出しの少子化政策は効を奏さず、今や合計特殊出生率は先進国の中で最低レベルであり、このまま進めば、「超高齢・人口急減社会」となることは避けられない。

今後は、多様な生き方、働き方を選択しつつ、子供を産み・育てることを断念せずにすむよう、より個人の選択に中立な支援の枠組みを整備することが求められる。今後、個人がどのような就業形態、ライフスタイルを選択するかを予測することは困難であり、状況が変わる都度、タイムラグを伴わずに施策の枠組みを改変することは事実上困難である。したがって、既存の施策の焼き直しではなく、職域の枠組みを越えたユニバーサルな仕組みを構築することが何よりも重要である。

施策の立案にあたっては、子供を産み・育てることが不利にならないよう、十分な水準を確保することも重要である。財政面からの施策が、出生率改善にどれほどの効果を持つかを実証することは極めて困難ではあるが、わが国の少子化対策は他の先進諸国に比べて見劣りのする水準であることは疑いがない（図表第 15 参照）。将来にわたってわが国の活力を維持し、財政の持続可能性を確保する上で、これ以上問題を先送りするリスクはあまりにも大きい。21 世紀中葉に向けて、国の活力を保つための対策を講じるタイミングとしては、もはや待ったなしの状況であることを正面から見据え、わが国のとるべき針路とそれに向けての道程について決断することが求められている。先述したような雇用システムの見直しなど、財政によらない手段を総動員すると同時に、子供を産み・育てることに対する躊躇いを取り除くために、インセンティブとして

十分な水準の財政面からの施策を一気呵成に講じることが強く求められる。

図表第 15 家族政策にかかる公的支出(対 GDP 比)の国際比較



OECD "Social Expenditure database"より作成。データは2001年(トルコのみ1999年)。
「現金給付」は、児童手当・出産および育児休業補償・出産一時金などの他、片親家庭・障害児関連を含む。
「サービス給付」は、施設サービス・在宅サービスなど。

具体的には、子供を持つ希望をもちながら、それを躊躇させている原因に着目し、 出産・育児に伴ない就労が中断することによる所得減少の補填、 育児コストの低減、 多様な保育サービスの選択肢の提供（バウチャー制度への移行も含む）を中心に、職域の壁を取り払い、支援の水準、方式等について現行制度にとらわれずに見直すことによって、ユニバーサルかつ効果的な支援パッケージをまとめることが喫緊の課題である。必要な財源を確保するためには、既存の施策を精査し、存在意義の薄くなった制度を廃止することはもちろんのこと、 先述した現行の社会保障における公費負担の重点化等による財源配分の思い切った見直し、消費税の活用や所得税の課税ベース拡大など歳入基盤の充実といったことも躊躇すべきではない。

財政支出を伴う以上、施策の効果を注視し、効果が期待できない施策については速やかに廃止し、より効果の期待できる施策に資源を重点化していくことが不可欠である。政策評価の指標として、施設利用率や利用者アンケートなど制度の枠組みでの評価にとどまらず、合計特殊出生率の目標値など、施策本来の目的と常に対比しながら施策を推進していくことも重要である。

終わりに

日本経団連は、これまでも税制、財政、社会保障の総合的改革の必要性を訴えてきた。政府においても、経済財政諮問会議をはじめ、省庁横断的な検討の場の設置や政策群・施策群といった総合的な政策メニューの提示など、総合的な政策展開を意識した取り組みが始まっている。これらが、各省庁の施策の追認や調整に終わることなく、制度的枠組みそのものに踏み込んで、少子化・高齢化やグローバルな競争の進展、個人のライフスタイルや就業スタイルの多様化といった経済社会の構造的な変化に対応可能な社会システムにつなげていくことが期待される。

今後取り組むべきは、今後の社会保障の役割や国・地方の役割分担について、抽象的な理念の繰り返しにとどまらず、国民が判断しやすい具体的な形で政策の選択肢を提示すべきである。あわせて、それぞれの政策がもたらす影響について、第三者が検証可能な形で情報提供することが不可欠である。日本経団連も、先に紹介したシミュレーションの再試算結果については、国民各層の幅広い議論の参考に供するため、計算の前提や方程式等も含めて全て公開している所である。

ここ数年間は、構造改革について腰を据えて議論する好機であり、小泉総理の果敢なリーダーシップによって、後世代に負担を先送りすることの無い、足腰の強い税制・財政・社会保障システムの姿が示され、その実現に向けて着実な一歩が踏み出されることを強く期待する。

以 上

参考資料 1：新ビジョン・シミュレーションの再試算結果（概要）

【日本経団連マクロ計量モデルによる試算値。各ケースの試算期間は 2004～2025 年度】

	経済成長率	国・地方財政
非改革ケース	名目 2.2%、実質 1.8% 〔2004～2025 年度の平均〕	・増税は実施しない
	年度 名目 実質	・政府規模は対 GDP 比一定で推移。但し、公共投資は 90 年代以前の水準まで抑制〔国・地方とも、公共投資は 2010 年度まで前年比 1.8%減、2011 年度以降は同 2.0%増。その他の歳出(社会保障給付の公費負担を除く)は 2005 年度より同 2.0%増〕
	2004～10 2.9% 2.4%	・プライマリーバランスは均衡しない〔2025 年度は 34 兆円の赤字〕
	2011～15 2.0% 1.6%	・2025 年度の政府債務残高対 GDP 比は 478%
	2016～20 2.0% 1.6%	
	2021～25 1.6% 1.3%	
	↓	
	2025 年度の名目 GDP は 803 兆円	
改革ケース	名目 2.4%、実質 1.9% 〔2004～2025 年度の平均〕	・増税は実施しない
	年度 名目 実質	・抜本的な歳出抑制を実施〔公共投資は 2007～2013 年度に前年比 4.0%減、2014 年度以降は伸び率ゼロ。その他の歳出(社会保障給付の公費負担を除く)は 2007～2013 年度に同 3.5%減、2014 年度以降は伸び率ゼロ〕
	2004～10 2.9% 2.4%	→2025 年度の歳出規模(社会保障給付の公費負担を除く)は「非改革ケース」比で 49%減
	2011～15 2.1% 1.7%	・プライマリーバランスは 2013 年度に均衡〔2025 年度は 11 兆円の黒字〕
	2016～20 2.3% 1.8%	・2025 年度の政府債務残高対 GDP 比は 190%
	2021～25 2.2% 1.7%	
	↓	
	2025 年度の名目 GDP は 845 兆円	
改革ケース	名目 2.5%、実質 1.8% 〔2004～2025 年度の平均〕	・消費税率を引き上げ〔2007、2010、2013 年度〕
	年度 名目 実質	・一定の歳出抑制を実施〔公共投資は 2010 年度まで前年比 1.8%減、2011 年度以降は同 1.25%増。その他の歳出(社会保障給付の公費負担を除く)は 2010 年度まで同横ばい、2011 年度以降は同 1.25%増〕
	2004～10 2.9% 2.0%	→2025 年度の歳出規模(社会保障給付の公費負担を除く)は「非改革ケース」比で 22%減
	2011～15 2.2% 1.5%	・プライマリーバランスは 2013 年度に均衡〔2025 年度は 6 兆円の黒字〕
	2016～20 2.4% 1.9%	・2025 年度の政府債務残高対 GDP 比は 172%
	2021～25 2.2% 1.7%	
	↓	
	2025 年度の名目 GDP は 855 兆円	
改革ケース	名目 2.5%、実質 1.8% 〔2004～2025 年度の平均〕	・消費税率を段階的に引き上げ〔2007～2012 年度〕
	年度 名目 実質	・歳出抑制は「改革ケース」と同じ
	2004～10 2.9% 2.0%	・プライマリーバランスは 2010 年度に均衡〔2025 年度は 5 兆円の黒字〕
	2011～15 2.3% 1.7%	・2025 年度の政府債務残高対 GDP 比は 172%
	2016～20 2.4% 1.9%	
	2021～25 2.2% 1.7%	
	↓	
	2025 年度の名目 GDP は 854 兆円	

注 1) 各ケースの実質経済成長率における TFP 寄与度は年率 +1.4%(過去 10 年の実績値に基づく)に固定。

注 2) 「非改革ケース」では、国・地方財政が著しく悪化し、長期金利も高騰するが、政府への信認が失われず、内外からの資金調達が可能との想定(実際には、財政破綻状態にあると考えられる)。

注 3) 「改革ケース」の消費税率引き上げは物価上昇につながる。

注 4) 財政にかかる計数は国・地方合わせたベース。ただし、プライマリーバランスは国の一般会計ベース。

注 5) シミュレーションの使用データは国民経済計算、財政統計、将来推計人口など。このうち国民経済計算は「平成 14 年度確報」を使用しており、2004 年 12 月に公表された「連鎖方式による実質 GDP」とはベースが異なる。

詳細は (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/071.pdf>) を参照

社会保障	消費税率
・ <u>年金：今次制度改正に基づく〔厚生年金保険料率を 13.58%→18.30%に引上げ、基礎年金の国庫負担割合を 1/3→1/2 に引上げ〕</u> ・ <u>医療・介護：現行制度および厚労省の給付見通しに基づく〔高齢者医療の公費負担割合を 1/3→1/2 に引上げ〕</u> → 医療は大幅な給付超過が続く	<u>5 %</u>
・ <u>年金：「非改革ケース」と同様</u> ・ <u>医療：給付の伸び率を 2007～2025 年度に毎年 1.1% ずつ抑制〔2025 年度時点で 19% 抑制〕</u> ・ 雇用 3 事業を廃止し、雇用保険料率を 3.5/1000 引下げ〔2007 年度〕。 児童手当の事業主負担を廃止し、全額公費負担に〔2007 年度〕	<u>5 %</u>
・ <u>年金：厚生年金保険料率の引上げは 15% で打ち止め。基礎年金の国庫負担割合を 7/10 に引上げ。給付は報酬比例部分を 5% 削減</u> → 年間給付額に対する積立金残高の比率は毎年低下 ・ <u>医療：高齢者医療の公費負担割合を 7/10 に引上げ。給付の伸び率を 2007～2025 年度に毎年 0.5% ずつ抑制〔2025 年度時点で 9% 抑制〕</u> ・ 雇用保険・児童手当は「改革ケース」と同様	5 % ↓ 1 0 % (2007 年度) ↓ 1 3 % (2010 年度) ↓ <u>1 6 %</u> (2013 年度～)
・ 「改革ケース」と同様	5 % ↓ 1 0 % (2007 年度) ↓ 1 1 % (2008 年度) ↓ 1 2 % (2009 年度) ↓ 1 3 % (2010 年度) ↓ 1 4 % (2011 年度) ↓ <u>1 5 %</u> (2012 年度～)

参考資料2 「税・社会保険料負担と経済成長率の関係」に関する OECD諸国データを用いた実証分析（パネル推計）について

（１）使用データ

図表第12の実証分析では、OECD "National Accounts" および "Revenue Statistics" のデータを用いた。具体的には、各国の「実質 GDP」「雇用者報酬」「企業部門の営業余剰」「名目民間最終消費支出」「名目帰属家賃」「個人所得税」「法人所得税」「消費税（付加価値税、売上税）」「その他個別消費税」「社会保険料・従業員負担分」「社会保険料・事業主負担分」「総人口」「就業者数」「名目固定資本形成」である。推計対象は、OECD加盟30カ国のうち、上に挙げた全種類のデータを取得できる19カ国（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカ）である。推計期間は1973～2002年の30年間とした。

このような、横断面データ（各国データ）と時系列データ（30年分）の組み合わせは、パネルデータと呼ばれる。

パネルデータの構成

	オーストラリア	...	...	日本	...	...	アメリカ
1973年	〇〇億 豪ドル	...	...	億円	...	...	□□億ドル
⋮	⋮	...	...	⋮	...	...	⋮
1990年	億 豪ドル	...	...	億円	...	...	億ドル
⋮	⋮	...	...	⋮	...	...	⋮
2002年	●●億 豪ドル	...	...	▲▲億円	...	...	■●億ドル

（２）実証分析の方法

パネル推計の実施

「各説明変数が、実質経済成長率に影響を及ぼしているかどうか」の実証分析は、

$$\text{実質経済成長率} = \alpha \times \text{個人所得税} + \beta \times \text{付加価値税} \dots$$

（被説明変数） （係数） （説明変数） （係数） （説明変数）

のパネル推計によっている。

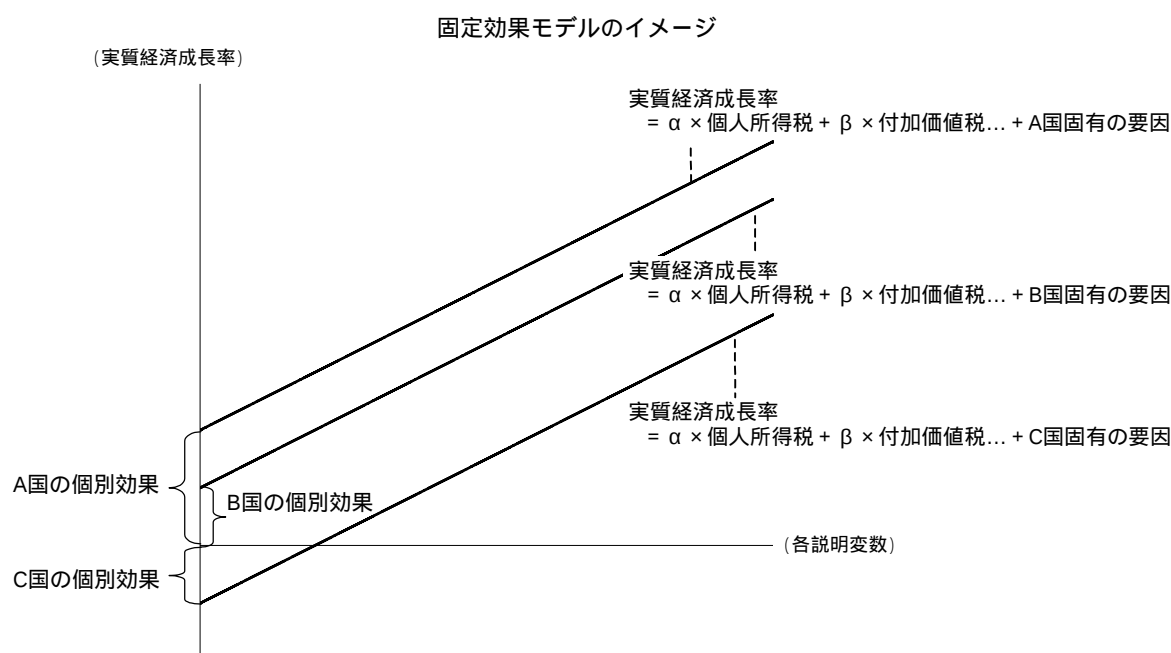
OECD加盟国の間でも、経済規模、人口、税・保険料収入などは、それぞれ大きく異なる。そのため、説明変数は全て比率（雇用者報酬に対する個人所得税の比率、企業部門の営業余剰に対する法人所得税の比率、名目家計最終消費支出（帰属家賃を除く）に対する付加価値税の比率、名目家計最終消費支出（帰属家賃を除く）に対する売上税の比率、名目家計最終消費支出（帰属家賃を除く）に対する個別消費税の比率、雇用者報酬に対する社会保険料・従業員負担分の比率、企業部門の営業余剰に対する社会保険料・事業主負担分の比率、就業者数の前年比変化率、名目固定資本形成の前年比変化率、1人あたり実質GDP）の形をとった。

被説明変数である「実質経済成長率」が説明変数に影響を及ぼす「逆因果」の問題を回避するため、説明変数のうち「雇用者報酬に対する個人所得税の比率」「企業部門の営業余剰に対する法人所得税の比率」「1人あたり実質GDP」については後方1期ラグをとった。また、説明変数のうち「名目固定資本形成の前年比変化率」については、逆因果を回避するとともに、資本蓄積が潜在成長力に及ぼす影響を分析するため、後方2期移動平均をとった。

固定効果モデルの採用

パネル推計において、個別効果（ここでは、実質経済成長率に影響する各国固有の要因。例えば、制度面の違いなど）を考慮するため、固定効果モデル（fixed effects model）を採用した。固定効果モデルでは、下の式のように、「各国固有の要因」を推計に反映することが出来る。

$$\text{実質経済成長率} = \alpha \times \text{個人所得税} + \beta \times \text{付加価値税} \dots + \text{各国固有の要因}$$



結果の扱い

各説明変数が実質経済成長率に影響を及ぼしているかどうかの判断は、t検定（「t値 = 係数の推計値 ÷ 標準誤差」が一定以上の大きさを持つかどうかによって、係数の有意性を検定）によった。判断基準は「5%有意水準（係数が意味を持たない確率は5%未満である = 意識すれば『95%以上の確率で意味がある』）」とし、期待される符号条件と5%有意水準の双方を満たす場合に「実質経済成長率に影響を及ぼしている」とみなした。

(3) 実証分析の結果

実証分析において、各説明変数に期待される符号は、次の通りである。

説明変数	想定される 経済成長への影響	期待される 符号
個人所得税、法人所得税、付加価値税、売上税、その他個別消費税、社会保険料・従業員負担分、社会保険料・事業主負担分	税・社会保険料負担の増加によって、経済成長率が低下。	マイナス
就業者数	就業者数の増加によって、経済成長率における労働寄与度が上昇。	プラス
名目固定資本形成	資本蓄積によって、経済成長率における資本寄与度が上昇。	プラス
1人あたり実質 GDP	所得水準の上昇に伴って、経済成長率が低下(注)。	マイナス

(注) 先進国間では convergence (初期時点では所得水準の異なる国々が、最終的には等しい所得水準に収束していく現象) が成立することが知られている。

実証分析の結果は、下の表に示した通りである。

【被説明変数：実質経済成長率(前年比)】

説明変数	推計結果	
個人所得税 〔雇用者報酬に対する比率、後方1期ラグ〕	係数	▲0.073875
	t 値	▲2.106672 **
法人所得税 〔企業部門の営業余剰に対する比率、後方1期ラグ〕	係数	▲0.043849
	t 値	▲2.110735 **
付加価値税 〔帰属家賃を除く名目家計最終消費支出に対する比率〕	係数	▲0.019223
	t 値	▲0.243550
売上税 〔帰属家賃を除く名目家計最終消費支出に対する比率〕	係数	▲0.112871
	t 値	▲0.667258
その他個別消費税 〔帰属家賃を除く名目家計最終消費支出に対する比率〕	係数	▲0.061935
	t 値	▲0.680056
社会保険料・従業員負担分 〔雇用者報酬に対する比率〕	係数	0.020380
	t 値	0.357662
社会保険料・事業主負担分 〔企業部門の営業余剰に対する比率〕	係数	▲0.054245
	t 値	▲1.922682 *
就業者数 〔前年比変化率〕	係数	0.544681
	t 値	7.937730 ***
名目固定資本形成 〔前年比変化率、後方2期移動平均〕	係数	0.128340
	t 値	5.969321 ***
1人あたり実質 GDP 〔後方1期ラグ〕	係数	▲0.000018
	t 値	▲2.661342 ***

***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。

期待される符号条件と5%有意水準の双方を満たす説明変数は「個人所得税」「法人所得税」「就業者数」「名目固定資本形成」「1人あたり実質 GDP」である。「社会保険料・事業主負担分」は、期待される符号条件(マイナス)を満たし、t 値は▲1.922682(この係数が意味を持たない確率は6%)となった。5%有意水準を若干超えたものの、経済成長にとってマイナスである確率が高い。

一方、「付加価値税」は、符号条件（マイナス）を満たすが、 t 値は▲0.243550 にとどまった（係数が意味を持たない確率は 81%）。「売上税」も同様であり、符号条件（マイナス）を満たすが、 t 値は▲0.667258 である（係数が意味を持たない確率は 51%）。結論としては、付加価値税、売上税のいずれも、経済成長率との明確な関係はみられなかった。

「その他個別消費税」も、符号条件（マイナス）を満たすが、係数が意味を持たない確率が高い。「社会保険料・従業員負担分」は、符号条件（マイナス）を満たさず、係数が意味を持たない確率も高い。

なお、説明変数のうち「法人所得税(企業部門の営業余剰に対する比率、後方 1 期ラグ)」と「名目固定資本形成(前年比変化率、後方 2 期移動平均)」の相関も考えられたが、推計の結果、こうした説明変数間の相関はみられなかった。

以 上